

神戸市  
人と猫との  
共生に関する  
ガイドライン



神戸市人と猫との共生推進協議会

平成31年(2019年) 3月

## はじめに

「人と猫との共生に関する条例」は、平成29年4月に施行された、神戸市独自の条例です。

条例では、飼い主をはじめとした様々な立場の人たちが、猫の適正管理についてそれぞれの責務・役割を果たし、一体となって取り組みを行うことで、猫によるトラブルと殺処分をなくし、人と猫が共生する社会の実現をめざすと定められました。また、この条例に基づいて活動するために、有志の団体が集まって、「神戸市人と猫との共生推進協議会(以下「協議会」といいます)」を設立しました。

協議会では、独自の事業として、野良猫の繁殖制限事業や譲渡の推進活動に取り組んでいます。しかし、猫によるトラブルや殺処分をなくすという目標は、協議会だけで実現できるものではありません。

このため、協議会では、人と猫が共生する社会を実現するためには、そもそも猫との付き合い方をどのようにすればよいのか、それぞれの立場の人たちは何をすべきなのかを改めて議論し、整理しました。このガイドラインはその結果をまとめたものです。

このガイドラインは、猫にかかわる全ての人たちを対象としています。ガイドラインを手にとった一人一人が、自分にできることを実践していただくことで、「人と猫が共生するまち神戸」を実現することが、協議会の願いです。

平成31年(2019年) 3月  
神戸市人と猫との共生推進協議会  
会長 中島克元

### 協議会構成団体

公益社団法人 神戸市獣医師会  
NPO法人 神戸猫ネット  
公益社団法人 日本動物福祉協会  
公益社団法人 日本愛玩動物協会  
公益社団法人 Knots

株式会社 フェリシモ  
ネスレ日本 株式会社  
神戸市自治会連絡協議会  
神戸市婦人団体協議会  
神戸市商店街連合会  
株式会社 神戸新聞社

**第1章 人と猫との共生をめざして**……………P.1

1. 現状と課題
2. 人と猫との共生をめざして

**第2章 飼い猫**……………P.5

1. 基本的な考え方
2. 適正な飼い方
3. 飼えなくなったとき

**第3章 野良猫**……………P.13

1. 基本的な考え方
2. 野良猫の適正管理のルール
3. 公共的な場所での管理
4. 地域猫活動
5. 野良猫に困っているときは

**第4章 関係者の責務・役割**……………P.23

1. 基本的な考え方
2. それぞれの責務・役割

**参考資料 猫についての基礎知識**……………P.27

1. 猫の生態
2. 猫にかかる法規制

附録：神戸市人と猫との共生に関する条例

**あとがき**

## 第1章

# 人と猫との 共生をめざして



### 1. 現状と課題

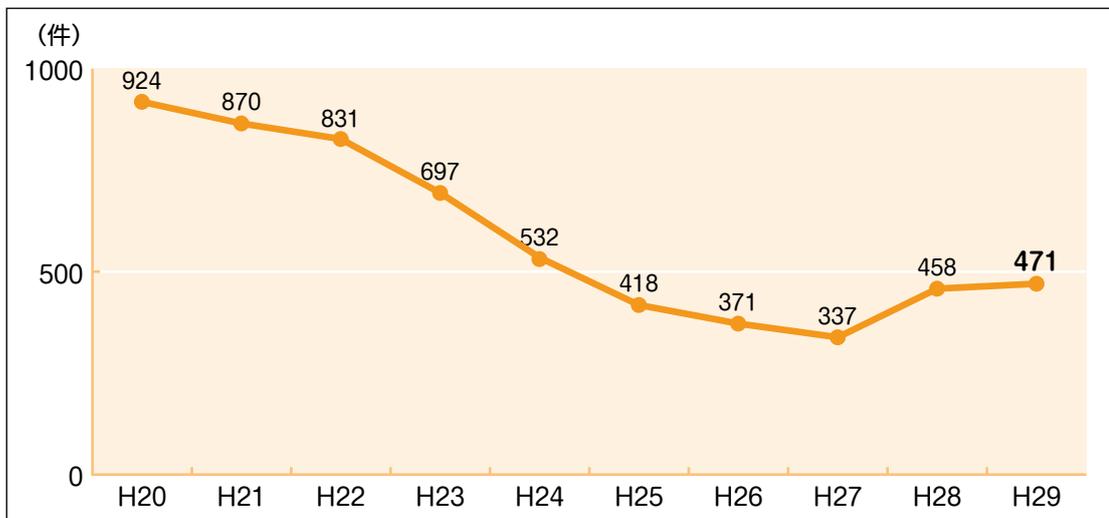
猫を飼う人が増えている中で、不適正な飼い方による苦情も生じています。また、野良猫の増加や野良猫への無責任なエサやりにより、ふん尿の臭いの発生や、車に傷をつけられるといった生活環境への被害が生じています<sup>\*1</sup>。地域には、猫が苦手な人や、アレルギーがあるなど体質的に受け入れられない人も少なくありません。

一方で、国は、猫の引取り数の削減と殺処分率の減少を指針として掲げています<sup>\*2</sup>。現在、引取り、殺処分される猫のほとんどは、野良猫が産んだ子猫です。

神戸市では、引き取った猫についてはできるだけ譲渡を行うとともに、飼い主に対して正しい飼い方を求め、野良猫については「地域猫活動」という地域ぐるみでの適正な管理を推進しています。協議会でも、平成29年の設立以来、野良猫の不妊去勢手術による繁殖制限や譲渡の促進に取り組んでいます。これらの取り組みの結果、猫の引取りや殺処分数は減少してきている<sup>\*3</sup>ところですが、上記のように、いまだ猫による諸問題の解決には至っていません。

猫によるトラブルと殺処分をなくし、人と猫が共生する社会を実現するためには、様々な立場の人たちが一体となって取り組んでいく必要があります。

※1 神戸市における猫の苦情数



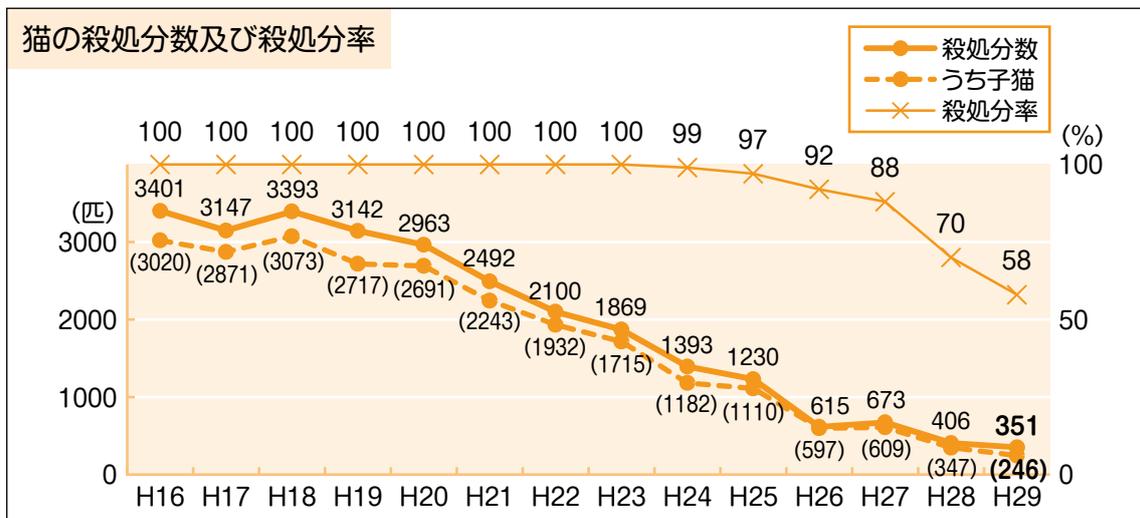
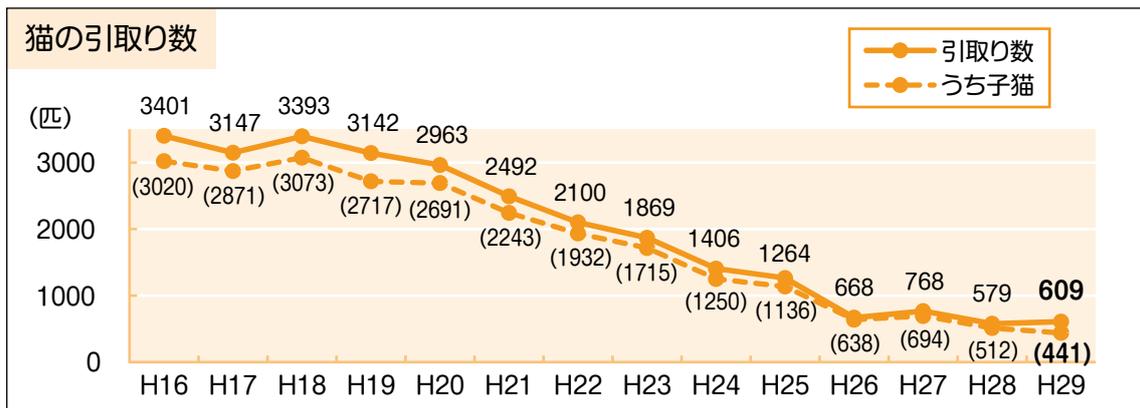
※2 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針  
(平成18年(環境省告示第140号)、最終改正:平成25年(環境省告示第80号))

【 抜 粋 】

(前略)都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成16年度の年間約42万頭から平成23年度は年間約22万頭と大幅に減少したが、殺処分率は約94%(平成16年度)から約79%(平成23年度)への減少となっており、殺処分率の減少に向けた更なる取組が必要である。(中略)

みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようにすること等により、平成35年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す。また、法改正により地方公共団体の努力義務として明文化された元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等について、インターネット等を活用しながら進めることによりその殺処分率の更なる減少を図ること。(後略)

※3 神戸市における猫の引取り・殺処分数



## 飼い猫編

### 多頭飼育崩壊

多頭飼育崩壊とは、適正に飼うことができなくなるレベルまで動物が増えてしまうことをいいます。

平成29年には、神戸市内のある市営住宅で猫53匹を放置していた住人が、強制退去処分を受けたことが報道されました。強制退去処分を受けた後、この部屋の住人は、市から部屋の修繕費など約1千万円を請求されました。

この多頭飼育崩壊は全国的に問題になっています。多頭飼育崩壊は人も猫も不幸になってしまいます。飼いきれなくなることがないように、飼い猫には不妊去勢手術を行いましょう。

### ペット不可住宅での飼育

ペット不可住宅で猫を飼うと、他の住人とのトラブルになるだけでなく、管理者から退去を言い渡されることにつながるおそれがあります。退去を言い渡され、ペット可住宅への転居が困難な場合、猫を手放す必要がでてくるかもしれません。そうならないためにも、猫を飼う場合、今住んでいるところがペットを飼っても大丈夫かどうかをしっかりと確認しましょう。

## 野良猫編

### ふん尿や引っかきによる迷惑

「庭に入ってきた野良猫が庭やプランターにふん尿をする」、「猫が引っかいたり飛び乗ったりすることで車に傷を付けてしまったり、置いてある鉢植えを落とす」といった苦情が市には多数寄せられます。

### エサやりによる迷惑

野良猫にエサを与えた後、後片付けせずにいると、カラスやアライグマ、イノシシなどの猫以外の動物を寄せ付け、周囲にその動物による被害が発生することがあります。また、エサの容器を放置すると、ゴミに見えて汚いという印象を与えてしまうことがあります。

なお、「神戸市いのししからの危害の防止に関する条例」に基づき指定されている禁止区域でイノシシのエサになる可能性のあるものをみだりに放置することは禁止されています。

## 2. 人と猫との共生をめざして

猫によるトラブルと殺処分のない「人と猫が共生する社会」のためには、「飼い猫・野良猫にかかわらず、全ての猫が適正に管理されていること」が必要です。このため、このガイドラインでは、以下の3点を提唱します。

- 1 飼い猫は、周囲に迷惑をかけないように、飼い主の責任で適正に飼いましょう
- 2 野良猫は、周囲に迷惑をかけないように、適正に管理し、不妊去勢手術及び譲渡により、数を減らしていきましょう
- 3 猫にかかわる全ての人は、それぞれの立場で、人と猫との共生をめざして責務・役割を果たしましょう



## 第2章

# 飼い猫

## 1. 基本的な考え方

飼い猫は、周囲に迷惑をかけないように、飼い主の責任で適正に飼いましょう

### 1 猫の飼い主としての心構えはありますか？

猫の飼い主には、周囲に迷惑をかけずに、また、猫の心身の健康に気を配りながら、最期まで飼う責任があります。猫が起こしたトラブルは、全て飼い主の責任です。今、猫を飼っている人はもちろん、これから飼いはじめる人も、飼い主としての心構えを持っておきましょう。

- 猫を飼える住環境ですか？ 住宅規約\*は確認していますか？
- 出入り自由にせず、室内だけで飼っていますか？ 脱走防止の対策はできていますか？
- 適正に飼えるのは何匹までですか？ 災害時に一緒に避難できるのは何匹までですか？
- 周囲に迷惑がかからないよう、臭いや鳴き声・足音などの対策はできていますか？
- 猫の習性・生理に合った、快適な環境を整えていますか？
- 家族全員が猫を飼う責任を理解していますか？
- 引越しや結婚・出産などの生活環境の変化があっても飼い続けられますか？
- 飼いはじめてからアレルギーを発症することもあります。対応できますか？
- フードやペット用品、健康管理に継続的に費用がかかりますが、負担できますか？
- 猫が高齢になるにつれ、介護や高度な医療が必要になることがあります。最期まで世話できますか？
- 万が一、入院などで飼えなくなったとき、代わりに飼ってくれる人はいますか？

※借家や集合住宅などではペットの飼育を規制している場合があります。例えば、神戸市営住宅の多くでは、猫の飼育は禁止されています。

### 2 どこから猫をお迎えしますか？

猫の迎え方は、ペットショップやブリーダーから購入するだけではありません。神戸市動物管理センターのほか、多くのボランティアが、保護した猫(保護猫)の譲渡をしています。条件などをよく確認したうえで、保護猫の新しい飼い主になることも、ぜひ検討してください。

### 3 自分のライフスタイルにあった猫を迎えましょう

子猫は病気にかかりやすく、食餌や排せつなどにより細かな世話が必要です。子猫の時期から迎えるなら、猫と向き合う時間がたくさんあり、十分に運動させてあげるとともに、人との生活の仕方を教えてあげられる家庭がよいでしょう。

成猫は、性格や大きさがわかっており、子猫ほど活発ではないため、留守がちな家庭や高齢者世帯に向いています。成猫から飼いはじめても、きちんと世話をすることで、心が通い合うパートナーとなります。

## コラム 保護猫の迎え方、情報の入手方法

### 保護猫の迎え方

協議会構成団体のNPO法人神戸猫ネットと株式会社フェリシモフェリシモ猫部共催の譲渡会における留意事項を紹介します。

### 新しく飼い主になっていただける方への条件(抜粋)

- ★ ペット飼育可の住宅にお住まいで、集合住宅では頭数制限等を守ってくださる方
- ★ ご家族全員の同意が必要です。猫アレルギーの有無もご注意ください
- ★ 終生飼育、完全室内飼育と脱走防止策を取っていただける方
- ★ 適切な飼育、健康管理ができ、動物が不調の際にきちんと病院で受診をしていただける方（定期的なワクチン接種も必要です）
- ★ 新しい飼い主になっていただく際に、保護費用の一部を負担していただける方
- ★ トライアル中、譲渡後に近況と写真を送り、定期的に報告いただける方
- ★ 譲渡の際に譲渡契約書にご記入いただける方  
※里親希望者の年齢と単身者応募についての条件は、各保護者の判断に任せます

### 譲渡までの流れ

- 1 譲渡会会場でお気に入りの猫が見つかったら、エントリー受付までお越しください
- 2 エントリーシートとヒアリングシートにご記入ください
- 3 里親希望の方、猫の保護者とコーディネーターの3者で面談をします
- 4 里親希望のエントリーをした結果は、1週間以内に連絡いたします（ご希望に添えない場合があります）
- 5 トライアルは、猫の保護者が里親希望者のご自宅に猫を連れて伺います
- 6 トライアル期間終了後、問題がなければ正式譲渡となるので最終判断をしてください
- 7 正式譲渡契約書を交わし、保護費用の一部ご負担をお願いします



### 譲渡会情報の入手方法

協議会では、猫の譲渡会情報を集約し、一元化して情報発信をすることで猫の譲渡を推進しています。平成31年2月現在、11団体の譲渡会と保護猫カフェ4団体を協議会ホームページでご紹介しています。

## 2. 適正な飼い方

猫の飼い主には、周囲に迷惑をかけずに、また、猫の心身の健康に気を配りながら、最期まで飼う責任があります。以下の点に注意しながら適正に飼いましょう。

### 1 室内飼育

猫は必ず室内で飼いましょう。屋外に出すと、事故や病気のリスクがあるだけでなく、飼い主の知らないところで周囲に迷惑をかけ、嫌われものになってしまうこともありますので、飼い猫を屋外へ出入りさせることはやめましょう。

猫は、環境を整えれば、室内だけで心身ともに健康に過ごすことができます。

#### トイレ

猫は汚れたトイレを嫌います。市販の猫用トイレに猫用の砂を入れたものを用意し、いつも清潔にしておきましょう。



#### つめとき

つめをとぐのは猫の習性ですので、やめさせることはできません。専用のつめときを用意し、とがれたくない壁や家具などは保護しておきましょう。

#### 寝床

猫は狭いところを好みます。体がちょうど入る程度の箱や市販のハウスにタオルを敷いたものなどを用意しましょう。キャリーケージを寝床として使うのも、動物病院に連れて行くときや、災害時に避難するときに余分なストレスがかからない良い方法です。

#### 遊び場

猫は上下運動を好みます。本棚・家具や市販のキャットタワーなどを工夫して、高低差のある環境を作ってあげましょう。来客などがあつたときに、逃げ込めるスペースも作りましょう。



#### 空調

猫は寒さに弱く、暑さも苦手です。直射日光をさえぎるカーテンや、エアコンを上手に利用し、適度な室温、湿度を保ちましょう。また、いつでも新鮮な水が飲めるようにしておきましょう。猫は、タバコの副流煙や、消臭剤・殺虫剤などの化学薬品にも敏感です。猫の近くで使用することは避け、換気を良くするようにしましょう。

#### 迷惑防止

鳴き声・足音、抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないように注意しましょう。市販の防音マットも有効です。また、ノミ・ダニ・ハエなどの発生を防止するために、こまめに掃除をしましょう。

## 事故防止

猫は室内にある色々なものを口にしたり、観葉植物や電気製品のコードをかじったり、高いところにあるものを落としたり、と思わぬ行動を起こします。事故を起こさないよう室内環境を整えましょう。

## 脱走防止

猫は驚くほど細い隙間を通り抜けます。パニックになったときなどは、想像以上の高さに飛び上がったたり、網戸を突き破ったりすることがあります。猫のいる部屋のドアや窓には、脱走防止用の柵などをとりつけましょう。また、脱走してしまったときの連絡先(P9参照)も知っておきましょう。

## 身元表示

十分に注意していても、不慮の事故や災害により、猫が脱走してしまうことがあります。そんな場合でも、身元表示があれば、飼い主のもとに戻ることができます。首輪などには飼い主の連絡先を書いておきましょう。また、動物病院でマイクロチップを入れた場合は、飼い主情報の登録・更新を忘れずに行いましょう。

### コラム 身元表示の方法

#### 連絡先の記載

連絡先を書いた名札やタグを首輪に付ける、首輪に連絡先を直接記入するなどの方法があります。それぞれの猫に合った方法で身元表示を行いましょう。



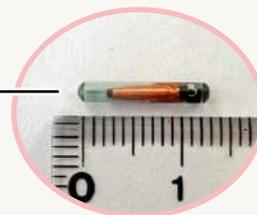
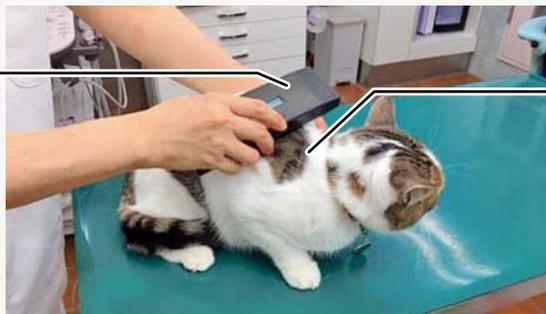
(例)首輪に連絡先を記載



#### マイクロチップ

マイクロチップは、直径2mm、長さ12mm程度の電子標識器具で、体内(一般的には首の後ろの皮下)に埋め込むことで、首輪や名札のように外れて落ちたりする心配が少ない身元証明になります。世界で唯一の15桁の数字が記録されており、専用のリーダーで読み取ると、この番号がわかります。飼い主情報を登録しておけば、番号から照合することで、飼い主と離ればなれになっても飼い主のもとに帰ってくる可能性が高くなります。

マイクロチップリーダー



マイクロチップ

マイクロチップ読み取りの様子

## 猫が行方不明になったときの連絡先

神戸市動物管理センター 078-741-8111

区役所・支所(健康福祉課又は保健福祉課)、警察署

区役所、支所		警察署	
東灘区役所	078-841-4131	東灘警察署	078-854-0110
灘区役所	078-843-7001	灘警察署	078-802-0110
中央区役所	078-232-4411	葺合警察署	078-231-0110
		生田警察署	078-333-0110
		神戸水上警察署	078-306-0110
兵庫区役所	078-511-2111	兵庫警察署	078-577-0110
北区役所	078-593-1111	神戸北警察署	078-594-0110
北神区役所	078-981-8870	有馬警察署	078-981-0110
長田区役所	078-579-2311	長田警察署	078-578-0110
須磨区役所	078-731-4341	須磨警察署	078-731-0110
北須磨支所	078-793-1313		
垂水区役所	078-708-5151	垂水警察署	078-781-0110
西区役所	078-929-0001	神戸西警察署	078-992-0110

2

### 不妊去勢手術

猫は年に2~3回発情し、発情期は1~2週間続きます。交尾をすればほぼ確実に妊娠するため、自由に交尾できる状況ではあっという間に数が増えてしまいます。飼っている猫が増えすぎて飼いきれなくなる状態を多頭飼育崩壊といい、全国でも問題となっています。

また、発情期にはオス猫もメス猫も落ち着きをなくし、大声で鳴いたり、ケンカをしたり、交尾行動をとうとうとして脱走することもあります。

このような発情に関するストレスから解放するためにも、不妊去勢手術を受けさせましょう。なお、オス猫とメス猫を複数飼っている場合は、飼いきれない子猫を産ませないために、絶対に不妊去勢手術を受けさせましょう。

不妊去勢手術は、繁殖を防止するだけでなく、性ホルモンなどに関係する病気のリスクを軽減し、健康で長生きさせる効果があるほか、一般的におだやかな性格になる、オスの場合マーキングが少なくなるなどのメリットがあります。



### 3 健康管理

毎日の世話を通して、食欲、動作、表情、排せつ物などに異常がないか、チェックしましょう。

また、かかりつけ医を持ち、異常を見つけた場合は早めに相談できるようにしておくとともに、定期的な健康診断や、感染症、ノミ・ダニの予防をしておきましょう。

人と猫には共通する病気がたくさんあります。口移しでエサを与える、キスをするなどの濃厚な接触は絶対にやめましょう。猫に触った後と飲食の前は手を洗い、猫の排せつ物はすぐに片付けましょう。

一方で、人と猫では食べるものが違います。専用のフードを与え、塩分の取りすぎや肥満にも注意しましょう。人の食べ物でも玉ねぎやチョコレートなどは猫には害になります。観葉植物にも食べると害になるものがあります。誤食させないように注意しましょう。

また、獣医療の進歩などにより猫の寿命は年々伸びています。一般に、高齢になると、視覚・聴覚・嗅覚などの感覚が衰え、動きは鈍く、寝ている時間は長くなります。老いに伴う様々な症状により、介護が必要になることもあります。かかりつけ医によく相談し、高齢猫専用のフードや、介護用品などのグッズを上手に使ってみましょう。

## コラム 飼い方・しつけ方の相談

神戸市動物管理センターでは無料でのペットに関する電話相談コーナーを設けています。お困りのことがあれば相談してみてもいいかもしれません。

【神戸市動物管理センター：078-741-8111】

- 獣医師による犬猫の飼い方、健康相談  
毎週水曜日午後1時～午後4時
- 専門家による犬猫のしつけ方、問題行動に関する相談  
毎週金曜日午後1時～午後4時  
※いずれも祝日・年末年始を除きます。



## 4

## 災害時を想定した準備

災害が起きたとき、猫を守ることができるのは飼い主だけです。まず、飼い主自身の安全を確保した上で、飼い主が飼い猫の安全を守りましょう。避難が必要な場合は、飼い主が責任をもって一緒に避難すること（同行避難\*）が基本です。そのためには、飼い主・家族・飼い猫のために普段から備えておく必要があります。

- 身元表示はしてありますか？
- ケージやキャリーに入ることに慣れさせましょう（同行避難に必要です）
- 家族以外の人や色々な物音に慣れさせましょう（同行避難に必要です）
- 普段から健康管理をし、記録しておきましょう（非常時は衛生状態・栄養状態が悪くなります）
- 水やフード（療養食や薬も）を5日以上用意しておきましょう
- ペットシートやトイレ用品も多めに用意しておきましょう
- 飼い主の連絡先や、猫の写真・情報を記録したのもも準備しておきましょう
- 住んでいる地域の防災計画を確認し、避難場所や避難経路を確かめましょう



\*同行避難とは、猫などのペットと共に避難することを言いますが、必ずしも避難所などで同じ部屋に同居できるとは限りません。各避難所などのルールに従いましょう。



## 5

## 複数飼いするときは

猫を複数飼う、あるいは、犬などの他のペットと猫と一緒に飼う場合、世話にかかる手間や経費は大きくなります。周囲に迷惑をかけないように飼いきれるか、災害時に全頭を同行避難できるか、よく考えましょう。また、動物同士の関係にも注意が必要です。特に、後から新しいペットを迎え入れるときは、相性をよく確認してから一緒にさせましょう。複数飼いには、飼い主が留守にしている間でも、動物同士で仲良く過ごせるという面もあります。なお、保護した野良猫を迎えるときは、感染症などを持ち込まないように、あらかじめ獣医師の診断を受けましょう。

トイレや水・食器は1匹あたり1つ以上用意しましょう。独りになりたいときに逃げ込める隔離スペースも確保しましょう。

オス猫とメス猫を同時に飼うときはもちろん、オス猫同士、メス猫同士だけで飼う場合であっても、絶対に不妊去勢手術\*を受けさせましょう。鳴き声や臭い、ケンカの軽減にもつながります。

\*不妊去勢手術については9ページを参照してください。

### 3. 飼えなくなったとき

最期まで飼うことが飼い主の責任ではありますが、不慮の事情により飼えなくなるという事態が起きるかもしれません。もしもに備えて、対応を考えておきましょう。

親族や友人などで新しい飼い主になってくれるような人がいればお願いしておきましょう。

新しい飼い主の探し方としては、お店や動物病院に張り紙をさせてもらう、インターネット上の里親探しサイトを利用する、SNSなどで情報を拡散する、愛護団体などが開催している譲渡会に参加するなどがあります。神戸市には、猫を飼えなくなった人と飼いたい人を仲介する「犬猫飼育者募集掲示板」制度もあります。譲渡の条件などをあらかじめ考えておきましょう。

どうしても新しい飼い主が見つからない場合であっても、絶対に猫を捨てないでください。動物の遺棄は犯罪です<sup>※1</sup>。どうしたらよいかわからないときは、神戸市に相談してください<sup>※2</sup>。

※1 動物の愛護及び管理に関する法律

第44条第3項 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。

※2 神戸市の主な連絡先

神戸市動物管理センター	078-741-8111
東部衛生監視事務所(東灘区・灘区・中央区)	078-232-4651
西部衛生監視事務所(兵庫区・長田区・須磨区)	078-579-2660
北衛生監視事務所(北区)	078-593-3250
垂水衛生監視事務所(垂水区)	078-708-6230
西衛生監視事務所(西区)	078-929-0550

#### 動物の遺棄は犯罪です!

外に捨てられた猫は、交通事故死や餓死などの不幸な最期を迎えてしまうかもしれません。「誰か他の良い人にもられるかも」といった考えは、捨てた人間の勝手な願望です。

動物の遺棄は犯罪です。飼えなくなったからといって、猫を捨てることは絶対にやめましょう。



また、旅行や入院などに備え、一時的に預かってもらえる場所も確保しておきましょう(神戸市動物管理センターには一時預かりの制度はありません)。かかりつけの動物病院に相談するか、民間のペットホテル、ペットシッターなどを調べておきましょう。

## 第 3 章

# 野良猫

## 1. 基本的な考え方

野良猫は、周囲に迷惑をかけないように、適正に管理し、不妊去勢手術及び譲渡により、数を減らしていきましょう

### 【神戸市人と猫との共生に関する条例 抜粋】

**野良猫**：所有者又は占有者のいない猫をいう。

**地域猫活動**：地域住民の理解の下に、野良猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域住民等の有志により、給餌、給水、排せつ物の処理など当該野良猫の管理を行うことをいう。

神戸市内の野良猫は、もともとは「飼い猫」であったものが、無責任な飼い主により、飼いきれないなどの理由で捨てられたり、外飼いされている間に屋外で繁殖したりして増えたもので、野生動物ではありません。そのため、エサをやらないと生きていくことができず、不憫に感じてエサをやる人が多くみられます。しかし、エサをやるだけでは野良猫が繁殖し、増えてしまいます。また野良猫が増えすぎることによるふん尿の臭いの発生や、食べ残したエサの放置による害虫の発生など、衛生上の問題が生じることもあります。野良猫は、事故や病気などで短命となることが多く、責任を持った飼い主に屋内で飼われることが、猫にとっても安心・安全です。

人の手で増やしてしまった野良猫は、人が責任をもって減らしていかなければなりません。野良猫を排除することなく、数を減らしていくためには、時間はかかりますが、不妊去勢手術によりこれ以上子猫を増やさないことが必要です。そして、今いる野良猫については、寿命を迎えるまで、周囲に迷惑をかけないように、地域ぐるみで適正に管理するとともに、可能であれば、新しい飼い主を探して「飼い猫」にしていくことも重要です。

ただ野良猫にエサを与えるだけでは、子猫が生まれ続け、野良猫の数が増えていくとともに、トラブルも多くなり、地域で嫌われてしまいます。また、市に引き取られ、殺処分となる猫の多くが野良猫の子猫であるのが現状です。野良猫の世話をする人は、以降に示すルールで適正管理することで、野良猫の数を減らしていきましょう。特に、神戸市では、地域ぐるみの活動である「地域猫活動」を推奨しています。

そして、将来的に野良猫がいなくなり、神戸市の猫は適正に飼育された飼い猫になるということを目指していきます。

## コラム 協議会が行う野良猫の繁殖制限事業の流れ

### ① 地域における支援申込および情報収集

野良猫の不妊去勢手術の要望がある市民などは指定の様式を使って協議会事務局へ申し込みを行います。申し込みのあった地域について、協議会事務局は事前調査（申請者に対するヒアリングや現地調査など）を行います。

### ② 生物学的な見地に基づいた繁殖制限対策区域案の作成

メス猫が移動するエリアのうち、エサ場などを中心とした半径80メートルのエリアを猫の活動エリアと考え、道路、河川、鉄道などを境界として考慮し、繁殖制限対策区域案を作成します。

### ③ 繁殖制限対策区域ごとに地区別計画の策定

繁殖制限対策区域案について検討し、支援の可否を決定します。この区域ごとに、不妊去勢手術対象野良猫数、受け入れ動物病院などを記載した地区別計画を策定します。

### ④ 野良猫の不妊去勢手術の実施

①事前周知 ②野良猫の捕獲 ③手術  
④元の場所に戻す  
という手順で行います。

## コラム 協議会の「譲渡の推進事業」

ボランティア団体の方々の中には、繁殖制限事業で捕獲した猫の中で子猫や傷病の猫などを保護し、譲渡会に出したり、自分で飼育するなどしている方もいます。野良猫にとっても事故や病気など危険を伴う野良生活で終わるより飼い主が見つかることは幸せであり、野良猫の減少にもつながります。

協議会では、「譲渡の推進事業」として、このようなボランティア団体などが行う猫の譲渡会情報を取りまとめ、協議会ホームページ(<http://www.kobeneko-happy.com/>)で情報発信していますので、猫を飼いたい方は参考にしてください。また、譲渡会の開催に関する情報についてもご提供ください。



譲渡された猫と飼い主



## 2. 野良猫の適正管理のルール

### 1 不妊去勢手術

世話をする野良猫には不妊去勢手術を受けさせ、耳先にV字カットをしてもらいましょう。V字カットがあれば、これ以上子猫を増やさない猫であることが一目でわかります。猫にとっても、何度も捕獲や手術をされてしまうことがありません。手術に合わせて、一定期間効果が持続する薬でノミ取りを行って地域に戻すことで、地域の衛生状態の向上も期待できます。

#### コラム 野良猫の不妊去勢手術の流れ

協議会が行う繁殖制限事業(TNR\*)の流れは以下のとおりです。

※TNRとは、野良猫をTrap(捕獲)、Neuter(手術)、Return(元の場所に戻す)することです。

協議会構成団体の(公社)神戸市獣医師会、NPO法人神戸猫ネットで構成された事業部会で、支援団体を決めます。

支援団体には、事業部会が定めた繁殖制限の地区別計画書、地域の不妊去勢手術の対象猫の数の猫管理票(無料手術券)を交付します。

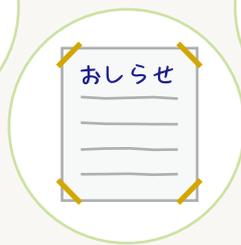
併せて、地域に配布、掲示、回覧する野良猫の不妊去勢手術周知チラシを送付します。

野良猫は、一般的には専用の捕獲器で捕獲します。捕獲したら、協議会指定の動物病院に搬送し、手術をしてもらいます。手術の際には、手術済みの目印として片方の耳にV字カットを入れます。

動物病院から引き取った猫は元の場所に戻し、その場で生涯を全うしてもらいます。



対策地域を  
決める



地域のみなさん  
にお知らせ



捕獲



不妊去勢手術



元に戻す

## 2 適正給餌・給水

エサをやる場所は自分の家の庭など、自身が所有・管理する場所で行うことが望ましいです。それ以外の場所でエサやりをする場合、その場所の所有者・管理者に「野良猫の適正管理のための活動」であることを説明し、了承を得ましょう。また、周囲に迷惑をかけないように特に注意し、苦情などがあれば誠意をもって対応しましょう。

エサは、ばら撒いたり、容器を置きっぱなしにしたりせず、猫が食べ終わったら片付けましょう。水の容器は、周囲に迷惑をかけない場所に設置し、衛生保持のためにこまめに取り替えて清潔に保ちましょう。



## 3 ふん尿の管理

猫がトイレをする場所を把握し、定期的に清掃しましょう。また、世話をする猫の行動範囲を確認し、トイレ以外の場所もできるだけ清掃しましょう。



地域猫活動団体の設置したトイレ。できるだけ設置したトイレでふん尿をさせ、近隣住民に迷惑をかけないようにしています。また、設置したトイレは定期的に清掃しています。

※トイレを設置する場合はその場所の所有者・管理者の了承を得ましょう。

## 4 周辺住民とのコミュニケーション

猫アレルギーの人、猫が苦手な人にも配慮し、「野良猫の適正管理のための活動」であることについて、丁寧に十分な説明を行きましょう。公共的な場所でエサやり等を無断で行うと、猫が受け入れられなくなったり、トラブルにつながったりすることもあります。

一方で、地域に十分配慮することで、地域に野良猫が受け入れられ、地域全体で野良猫を適正に管理しようという「地域猫活動」につながったケースも多くあります。

### 3. 公共的な場所での管理

野良猫の世話は、自宅敷地内など自身の管理する場所で行うことが望ましいですが、状況によってはそれ以外の場所で行うこともあるでしょう。

公共の場所をはじめとする、小さな子どもからお年寄りまで、不特定多数の人が利用するような場所で野良猫の世話をしようとする場合は、特に配慮が必要です。公共的な場所で野良猫の世話をする必要がある場合は、活動内容について、あらかじめ管理者及び関係者に説明し、了承を得た範囲で行うようにしましょう。また、エサやりやトイレなどは、ほかの利用者などに迷惑をかけないような場所とし、苦情などがあれば誠意をもって対応してください。

なお、責任者を明らかにした上で、野良猫の世話を責任を持って行うことについて、近隣に説明をし、周囲の理解を得て、活動することが望まれます。

どのように管理者等からの了承や周囲への理解を得ればいいのかわからない場合は、神戸市の衛生監視事務所に相談してみましょう。

東部衛生監視事務所(東灘区・灘区・中央区)	078-232-4651
西部衛生監視事務所(兵庫区・長田区・須磨区)	078-579-2660
北衛生監視事務所(北区)	078-593-3250
垂水衛生監視事務所(垂水区)	078-708-6230
西衛生監視事務所(西区)	078-929-0550



## 4. 地域猫活動

### 1 意義

「地域猫活動」とは、地域の理解のもとで、野良猫の不妊去勢手術を行い、地域住民などの有志により、適正給餌・給水、ふん尿の管理など、その野良猫の管理を地域でルールを決めて適正に行うことをいい、野良猫の数と地域の猫によるトラブルを減らしていく取り組みです。野良猫の数を減らし、最終的に飼い猫だけにしていくことは今すぐにはできるものではありません。「地域猫活動」はそのための過程のひとつといえます。

「地域猫活動」は、地域ぐるみで行う活動という特徴から、単に猫問題の解決にとどまらず、地域のコミュニケーションが活発になるという効果が期待できます。

「地域猫活動」自体は、管理している野良猫に、不妊去勢手術を徹底し、寿命を全うするまでの間、地域で管理するという息の長い活動になりますが、最終的に野良猫がいなくなった後も、「地域猫活動」で培われた住民間の絆は、地域の財産になります。

### コラム 地域猫活動をすすめましょう!

不妊去勢した後、地域に戻される野良猫については、寿命を全うするまでの間、地域の理解のもと、適正に管理していくことが大切です。神戸市では、地域で野良猫の数とトラブルを減らしていく取り組みとして、地域猫活動を推進しています。

野良猫の世話をされているみなさん、「地域猫活動団体」として登録(P21参照)して、一緒に神戸市を人と猫が共生するまちにしていきましょう!



## 2 取り組み方

### ① 地域住民の理解

まずは、地域のみなさんに、「地域猫活動」の趣旨を十分に説明し、理解を得ましょう。できれば、自治会などに先に話をしてみるとよいでしょう。「地域と関係ない一部の人がやっている」「エサやりをしているだけ」などの誤解を防ぐことができます。自治会や婦人会として、地域猫活動に取り組んでいる地域もあります。

なお、地域には猫が苦手な人もいます。相手を尊重し、感情的なトラブルを起こさないようにしましょう。また、活動を始めてからも、活動状況を積極的に広報するなど、地域の理解を深めるように努めましょう。

また、自治会がない場合や、どのように地域の理解を得ればいいのかわからない場合は神戸市の衛生監視事務所に相談してみましょう。

## コラム 地域住民の理解を得るために

地域猫活動について地域のみなさんに説明する際に、神戸市のリーフレットや制度を活用してみましょう。

### リーフレット

神戸市が地域猫活動について簡単に説明したリーフレットを作成しています。区役所や衛生監視事務所で配布していますので、必要な方は窓口へ相談してみましょう。また、神戸市のホームページからもダウンロードすることができます。



リーフレット

### 出前トーク

神戸市の制度のひとつで、市政をわかりやすくお伝えするとともに、みなさんのご意見をお聞かせいただくための制度です。聞いてみたいテーマを選んで"ご注文"いただくと、神戸市の担当職員が、直接みなさんの地域に出向いてお話をします。テーマの中に、猫に関するものがあるので、地域のみなさんで地域猫活動について考えたい場合は"ご注文"してみてもよいでしょうか。

※おおむね20人以上の団体・グループでお申し込みください。

(窓口：神戸市イベント案内・

申込センター 078-333-3372)



出前トークの様子

## ②ルール作り

「野良猫の適正管理のルール」を、具体的にどのように実施するか、地域の状況や猫の数に応じて決めましょう。「地域のルール」として、活動メンバーだけでなく、地域みなさんにも共有するとよいでしょう。

### コラム 地域のルールの例

1. **不妊去勢手術** : X動物病院で手術して、台帳に記録する。捕獲檻はAさんが保管する。
2. **適正管理** : 6時と18時にBさん宅前で給餌し、食べ終わったら片付ける。  
水は毎朝交換する。
3. **ふん尿の管理** : 給餌のたびに周辺を掃除、日曜は町内をパトロールして掃除する。
4. **周辺住民とのコミュニケーション** : 窓口はBさんとする。  
活動時は腕章をつける。活動状況を記録し、年2回地域に報告を回覧する。  
飼い猫は外に出さないように呼びかける。

#### ○台帳の例

名前	性別	毛色	特徴	手術(Vカット)	備考
シロ	メス	茶トラ	尻尾が短い	済(右耳)	3年以上前からいる
タマ	オス	白黒ハチワレ	手足の先白い	済(右耳)	H28年生まれ(推定)

## ③地域猫の管理

決めたルールに従って、猫の世話をしましょう。また、世話をする猫は、1匹ずつ手術の実施状況などを台帳などで管理し、周辺から新しい野良猫がやってきたり、捨て猫があったときにすぐ気づけるようにしておきましょう。飼い猫の飼育マナー啓発や捨て猫防止キャンペーンなどを、地域ぐるみで取り組むのも効果的です。

### コラム 神戸市の犬猫飼育マナー啓発活動支援事業

神戸市では、犬猫の飼育マナーの啓発活動を行う地域コミュニティに対して、ノボリや腕章の貸与や、啓発リーフレット・ティッシュなどの提供を行っています。地域をあげてマナー啓発を行いたい場合は、管轄の衛生監視事務所までお問い合わせください。

#### 【連絡先】

東部衛生監視事務所(東灘区・灘区・中央区)	078-232-4651
西部衛生監視事務所(兵庫区・長田区・須磨区)	078-579-2660
北衛生監視事務所(北区)	078-593-3250
垂水衛生監視事務所(垂水区)	078-708-6230
西衛生監視事務所(西区)	078-929-0550



啓発ノボリ

## 地域猫活動団体の登録

神戸市には、責任をもって「地域猫活動」を行う団体を登録する制度があります。登録した団体には、「腕章」が交付されます。登録については、事前に衛生監視事務所にご相談ください。



腕章

### 登録要件

- ①活動を行う地域の範囲が明確であり、管理する猫が把握されていること
- ②地域の同意を得ていること（自治会長の同意書などが必要です）
- ③責任をもって継続的に活動できる、2人以上の団体で、うち1人はその地域に居住していること

### 責務

- ①活動を行う地域に対し、活動内容を説明し、理解を得るよう取り組むこと
- ②管理する猫について、不妊去勢手術を行うこと
- ③管理する猫への給餌は、場所を決めて行き、餌・容器などを放置せず片付けること
- ④猫用トイレを設置するなど管理する猫のふん尿などの管理を行い、定期的に清掃すること
- ⑤管理する猫の台帳を作成すること
- ⑥活動内容の記録を作成すること
- ⑦活動に起因する苦情などに適切に誠意をもって対応すること
- ⑧活動状況を年1回市に報告すること

## コラム 地域猫活動はいつまで続く？

平成30年春、灘区の「城の下通3丁目自治会」の総会で、地域猫活動に取り組んできた「猫の会」の解散が報告されました。12年前に地域猫活動を始め、当初は70匹近くいた猫も今では15匹となり、そのうち14匹は12才を超えたことから、フード代や不妊去勢手術代として使用するための資金集めといった会としての活動を終え、残る猫たちは会のメンバーでお世話をしながら見守っていくとのことでした。会の代表者の方は、地域猫活動を続けてこられたのは、猫の嫌いな方が地域の中で活動を行うことを認めてくださったからですとお礼をのべられていました。

地域猫活動による猫のトラブル解決には非常に長い時間がかかります。地域が一体となって活動に取り組みたいものですね。

なお、「城の下通3丁目自治会」と同「猫の会」の活動は、人と猫が共生する社会の構築に貢献し、地域コミュニケーションの活性化に寄与したとして、平成30年度神戸市市民福祉奨励賞を受賞されました。



## 5. 野良猫に困っているときは

野良猫が適正に管理されている地域であっても、敷地内に入ってきて困る場合があります。野良猫は、居心地の悪い場所だと認識すれば寄り付かなくなりますので、そのような忌避対策の一例を以下に示します。ある程度の期間、根気強く行ってみてください。

効き目には個体差があります。また、猫が慣れてしまうと効果が薄れる場合があるので、繰り返し方法を変えて試してみてください。

### ① 排せつしやすい場所をなくす

- ・こまめに水をまき、常に湿らせておく
- ・砂利やタイルを敷き詰める
- ・庭の草や土を替えてみる(芝生ややわらかい土をクローバーなどの固い草に)

### ② 不快な場所だと覚えさせる

- ・忌避剤や超音波発生器を置く
- ・コーヒーかす、たばこ吸殻液、みかんの皮(かんきつ類の匂いのするもの)などをまく



### ③ 侵入を防ぐ

- ・侵入口を金網などでふさぐ
- ・通り道にトゲ付きマット(猫を傷つけないようなもの)を敷く



### ④ 環境を変える

- ・通り道に大きい石などを置いてみる
- ・庭をできるだけ明るく開放的にする
- ・置いてあるものの配置を変えてみる

## コラム 野良猫に困っているときの相談先

神戸市の衛生監視事務所では、忌避剤のサンプル配布や超音波発生器の貸出し、啓発看板の配布を行っています。野良猫に困っているときは相談してみましょう。



忌避剤

### 【連絡先】

東部衛生監視事務所(東灘区・灘区・中央区)	078-232-4651
西部衛生監視事務所(兵庫区・長田区・須磨区)	078-579-2660
北衛生監視事務所(北区)	078-593-3250
垂水衛生監視事務所(垂水区)	078-708-6230
西衛生監視事務所(西区)	078-929-0550

※忌避剤・啓発看板は各区役所・支所の健康福祉課又は保健福祉課でも配布しています。



超音波発生器

## 第4章

# 関係者の 責務・役割

## 1. 基本的な考え方

猫にかかわる全ての人は、それぞれの立場で、人と猫との共生をめざして責務・役割を果たしましょう

「人と猫との共生に関する条例」の中では、関係者それぞれの責務や役割を定めています。ここでは、その責務や役割の具体的な例をいくつかあげてみました。

## 2. それぞれの責務・役割

### 1 神戸市

- 協議会と連携して、条例及びこのガイドラインの普及啓発を行います。
- 地域猫活動の普及啓発を行います。
- 市民からの相談に対応するほか、協議会や関係者が行う事業の普及啓発や支援を行います。
- 動物管理センターでは、市で保護された猫の飼養管理や譲渡を行います。



条例施行に向けて、PR動画「にゃカペラKOBE」を作成しました。



公式Facebook「神戸市ネコ局」では神戸市や協議会の取り組みを発信しています。



### 条例イメージキャラクター「みにゃと」

(株)フェリシモ猫部とのコラボにより誕生し、キャラクターデザインは「ハッピークリエイター」として活躍されている「たかいよしかず」氏によるものです。



平成30年2月には、神戸市役所1号館2階市民ギャラリーにおいて、神戸市と協議会が協働で「人とネコとの共生展示」を行いました。

## 2 獣医師が組織する団体

- 猫の不妊去勢手術、野良猫へのV字カットを行います。
- 飼い猫(メス)の不妊手術の費用助成を行っています。
- 猫の生態、疾病予防、マイクロチップなどについて、情報を発信します。
- 譲渡を促進するため、ミルクボランティアや健康管理など、獣医療面から協力します。



子猫のミルクボランティア



講演会の開催



手術の様子

## 3 共生推進活動団体

- 「人と猫との共生をめざす」という目的に賛同する団体・企業・個人は、「共生推進活動団体等」として自ら活動を行うとともに、神戸市・協議会などが行う事業に協力します。

### コラム 共生推進活動団体の具体的活動

#### 共生推進活動団体が自ら行う活動例

協議会事業以外の野良猫のTNR、譲渡会

#### 市、協議会への協力例

協議会が行う繁殖制限事業への協力、活動団体への研修、不適正な給餌者に対する指導助言、ミルクボランティア、寄付金、商品無償提供、ふるさと納税による動物支援事業の広報、返礼品の提供、人と猫との共生展示会、保護猫の譲渡会の開催、譲渡会会場の提供 など



ネコのバスを用いた譲渡会

## 4 動物取扱業者

- 法令などを遵守し、猫を適正に飼養保管します。
- 猫の販売・飼い主への譲渡を行うときは、飼い主に猫の適正な取扱いや関係法令について説明し、十分に理解してもらいます。
- 保護猫カフェでは猫の譲渡を進めます。
- 市主催の研修会に積極的に参加します。



保護猫カフェ

## 市民及び事業者

- 飼い主は、周囲に迷惑をかけないように、責任をもって適正に飼いましょう。
- 野良猫の世話や地域猫活動に取り組む人は、周囲に迷惑をかけないように、適正に管理し、野良猫の数を減らしていきましょう。
- 保護猫の飼い主になることも検討しましょう。
- 地域猫活動や猫の譲渡活動に協力しましょう。
- 自治会などにおいては、猫問題は、地域で取り組む問題であると認識し、地域ぐるみで飼い主のマナー啓発や野良猫の適正管理に取り組みましょう。
- 猫とあまりかわりがない人も、「人と猫との共生」に関心を持ち、自身にできることをしてみてください。

### コラム 市民や事業者にできること

猫と直接かわりがなくとも、できることがあります。

- 動物愛護のために、神戸市へのふるさと納税や協議会への寄付\*をする。
  - 神戸市や協議会のSNSをフォローする。
- ※各所イベントや街頭募金で、皆様から協議会事業への寄付金を頂いています。

#### ふるさと納税について

神戸市では、ふるさと納税制度を使って、動物愛護支援事業への寄付を募集しています。

集められた寄付金は、譲渡を増やし、殺処分を減らす取り組みへの支援に使われます。

(例) 譲渡前の子猫のミルクボランティア  
譲渡候補猫の不妊去勢手術、健康管理 など

#### 譲渡会の会場の提供をお願いします

協議会では、猫の譲渡会を開催することのできる場所及び日時等の情報を集約し、神戸市内で猫の譲渡会を開催しようとする方に情報提供することで、猫の譲渡を推進していくこととしています。開催可能な会議室などの情報をお寄せください。



街頭募金の様子



ふるさと納税チラシ

**興味を持つだけでも、「人と猫との共生」への第一歩です!**

## 6 神戸市人と猫との共生推進協議会

- 人と猫との共生を実現していくための推進主体として、神戸市や関係団体などと連携して事業を実施します。
- 構成団体が、それぞれの立場を生かして、積極的な議論を行います。

### コラム 協議会のこれまでの事業実績

- 野良猫の不妊去勢手術 平成29年度2,051匹  
平成30年度1,398匹(平成31年1月末時点)
- 野良猫の給餌・ふん尿などに関する助言指導
- 協力者の募集、登録(平成31年1月末時点)  
獣医師 4動物病院5獣医師(神戸市獣医師会を除く)  
TNR実施協力者 140名
- 寄付金、募金集め
- ホームページを作成、情報発信  
譲渡会の情報発信(11団体、保護猫カフェ4ヶ所)  
平成29年度 450匹の譲渡
- TNR実務者研修会の開催
- ネコ市ネコ座など他団体の開催するイベントなどへの参加
- 市役所市民ギャラリーでの展示
- 人と猫との共生に関するガイドラインの策定



イベントへの参加(ネコ市ネコ座)



市民ギャラリーでの展示



TNRの実施



募金箱の設置



TNR実務者研修会の開催

## 参考資料

# 猫についての 基礎知識



## 1. 猫の生態

### 1 社会生活

野良猫は、メス猫とその子を中心に集団をつくり、集団に属さない猫も比較的集まって生活する傾向があります。メス猫はたいてい生まれた場所の近くからは離れず、食餌場所や休憩場所を中心に、半径80メートル程度のエリアで1日を過ごします。オス猫は、メス猫よりも行動範囲は広がりますが、大きな道路や河川などが自然に生活圏の境界となっているようです。このため、野良猫の繁殖制限を行うときは、その猫の集団の活動エリアを特定し、集団に属する全ての猫を一度に不妊去勢手術することが、もっとも効果的で効果的な方法となります。

一方で、猫は上下運動と狭いところを好むことから、上下方向への十分な運動スペースと、食餌・休憩場所が準備されていれば、屋内でも快適に一生を過ごすことができます。

### 2 繁殖

猫は年に2～3回発情し、発情期は1～2週間続きます。交尾をすればほぼ確実に妊娠するため、自由に交尾できる状況ではあっという間に数が増えてしまいます。一般に、1年に2～3回出産し、1回の出産で子猫が4～8匹ずつ産まれます。

発情期にはオス猫もメス猫も落ち着きをなくし、大声で鳴いたり、ケンカをしたり、交尾行動をとろうとして脱走することもあります。このような発情に関するストレスから解放するためにも、不妊去勢手術は必ず受けさせましょう。なお、オス猫とメス猫を複数飼っている場合は、飼いきれない子猫を産ませないために、絶対に不妊去勢手術を受けさせましょう。飼い猫に不妊去勢手術をしていなかったために、猫が増えすぎて飼いきれなくなる、いわゆる「多頭飼育崩壊」の事例が起きています。

不妊去勢手術は、繁殖を防止するだけでなく、発情期のさかりの声がなくなる、オスの場合マーキング（強い臭いのする尿）が少なくなるなどのメリットがあります。また、性ホルモンなどに関係する病気のリスクを軽減し、健康で長生きさせる効果があるほか、一般的におだやかで飼いやすい性格になります。一方で、不妊去勢手術後の猫は肥満になりやすいといわれています。飼い主が食餌や運動などに留意しましょう。

### 3 生涯

飼い猫の寿命は10～15年程度と言われていましたが、最近では20年近く生きる猫も珍しくありません。一方で、野良猫は、感染症やケンカ、事故などの影響で、適切に管理されていたとしても、飼い猫より寿命が短い傾向にあります。

猫は、生後2週頃から目や耳が開きます。生後3週からは「社会化期」といい、猫同士の付き合い方を学んだり、外界の刺激に慣れるために重要な時期となります。この頃に、複数の人にたくさん触られると、人との生活の仕方を学ぶことができ、人に友好的な猫に育ちます。生後6月～1年で性成熟を迎えることから、この頃に不妊去勢手術を受けさせましょう。10歳頃からは、シニア期に入り、視覚・聴覚・嗅覚などの感覚が衰え、動きは鈍く、寝ている時間は長くなります。老いに伴う様々な症状により、高度な医療や介護が必要になることもあります。



## 4 食餌・給水・排せつ

猫が必要とする栄養素は人とは異なります。成長段階や目的に合わせた専用のフードが市販されていますので、猫の体質や年齢に合った適切な栄養と量のフードを選んで与えましょう。また、新鮮な水がいつでも飲めることが必要です。

ペットフードの種類 	総合栄養食 猫が必要とする栄養基準を満たした、毎日の主要な食事として与えるためのフード	間食 おやつ、ごほうびなどとして与えるフード
	療法食 特定の疾病の治療を補助する目的で、獣医師の指導の下、与えるフード	その他の目的食 特定の栄養を調整する、カロリーを補給する、嗜好増進などを目的としたフード

猫は、決まった場所で排せつをします。花壇や砂場のような柔らかい土や砂の上を好み、排せつ物を埋める習性があります。この性質を利用することで、野良猫であっても、特定の場所に排せつをするよう仕向けることができます。排せつ物には病原体が含まれることがありますので、放置せず、こまめに清掃するようにしましょう。

## 5 感染症など

猫だけがかかる感染症、猫と人に共通する感染症など、様々なものがあります。ワクチンやノミ駆除などで、予防できる感染症は予防するとともに、野外から感染症をもらってこないよう、飼い猫は室内だけで飼いましょう。また、濃厚な接触(口移し、キス、食器や箸の共有など)はせず、猫に触った後は手洗いをしましょう。



### ● 猫の感染症(人にはうつりません) ●

#### 猫汎白血球減少症 (猫伝染性腸炎)

原因であるパルボウイルスは、抵抗力も感染力も非常に強く、発症すると急速に衰弱し死に至ることもある怖い病気です。ワクチンにより予防できる感染症です。

#### 猫ウイルス性鼻気管炎、 猫カリシウイルス感染症

ヘルペスウイルス、カリシウイルスの感染で起こる猫の風邪で、特に子猫の場合症状が重くなります。症状がなくなっても、ウイルスが残り、他の猫に感染させることがあります。ワクチンにより予防できる感染症です。

#### 猫白血病ウイルス感染症 (FeLV)

ウイルス感染により免疫不全を起こします。免疫機能の低下により、他の感染症などにかかりやすくなり、特に子猫ほど死亡率が高くなります。ワクチンにより予防できる感染症です。

#### 猫伝染性腹膜炎 (FIP)

コロナウイルスの感染で起こる病気、腹水がたまるほか、衰弱し、死亡することもある病気です。ワクチンでの予防はできません。室内飼育により、感染させないことが一番の対処法です。

#### 猫免疫不全 ウイルス感染症 (FIV)

レトロウイルスの感染により免疫不全を起こし、猫エイズとも呼ばれます。感染しても直ちに症状がでることはなく、発症せずに寿命を全うする猫もいます。室内飼育により、感染させないことが一番の対処法です。

## ● 人と猫との共通感染症 ●

### 猫の回虫症

主に猫の腸管に寄生する寄生虫による感染症で、子猫では嘔吐や下痢などの消化器症状などを起こします。人の体内に侵入した場合、回虫の幼虫が体内の臓器へ移動し、様々な障害を起こすことがあります。主に猫の便に含まれる虫卵を摂取することが感染の原因です。ふんは速やかに片付け、トイレを清潔に保ちましょう。

### 猫の条虫症

主に猫の腸管に寄生する寄生虫による感染症で、一般的に症状は軽度ですが、腹痛、慢性下痢などが起こることがあります。人が感染した場合も腹痛などが起こることがあります。猫のおしりの周りやトイレに白いゴマ状やヒモ状のものがあれば感染のおそれがあります。ノミやネズミが寄生虫を媒介するので、室内飼いを徹底すること、飼い猫にノミをつけないことが重要です。

### トキソプラズマ症

猫の体の中に寄生する原虫による感染症で、人が妊娠中に初感染すると、流産や胎児感染の危険があります。猫の便に感染源が含まれるので、ふんは速やかに片付け、トイレを清潔に保ちましょう。また、豚の生肉から感染することがありますので、猫に生肉は食べさせないでください。

### 皮膚糸状菌症

土壌に生息するカビの一種による感染症で、フケや脱毛、皮膚炎などの症状がでます。感染した動物やそのフケ・毛との接触やタオルやマットの共用で感染することがあります。感染した猫には触らず、生活環境を清潔に保ちましょう。

### コリネバクテリウム・ウルセランス感染症

人の病気「ジフテリア」の原因菌と同じ属に分類される細菌による感染症で、近年は犬や猫が感染源と思われる例が増えています。発熱・鼻水などから咽頭痛、咳などを経て症状が悪化していきます。飼い猫の体調が悪いときは受診しましょう。

### ノミによる刺咬傷

ノミの成虫が、猫から人に一時的に寄生することで人を吸血します。ノミは吸血するだけでなく、病気を媒介することもあります。室内飼育により、飼い猫にノミをつけないことが重要です。ノミ駆除薬については、獣医師に相談してください。



### 口内常在細菌による感染症(パストレラ菌、カプトサイトファーガ・カニモルサス菌など)

猫に咬まれたり、濃厚接触(口移し、キス、食器や箸の共有など)することで、猫の口の中の細菌に感染し、風邪の様な症状や、腫れ、皮膚症状、全身症状がでます。

### 猫ひっかき病

猫に咬まれたり、ひっかかれたりすることで、猫の赤血球に寄生した細菌に感染し、水泡や化膿、潰瘍・リンパ節炎・発熱・頭痛などが起きます。ノミが菌を媒介するため、室内飼育により、飼い猫にノミをつけないことが重要です。ノミ駆除薬については、獣医師に相談してください。

### 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)

主にウイルスを有したマダニに咬まれることにより感染します。SFTSを発症した猫の血液などから感染することも否定できないと言われています。主な初期症状は発熱、全身倦怠感などで、重症化すると死亡することもあります。マダニがウイルスを媒介するため、人や猫がマダニに咬まれないようにすることが重要です。室内飼育により、飼い猫にマダニをつけない、飼い主が屋外でマダニをつけてこないようにしましょう。また、山の中などのマダニが多くいる場所に入る場合は、長袖・長ズボンを着用するなど、肌の露出を少なくしましょう。マダニの駆除薬については、獣医師に相談してください。

※猫の感染症について、詳しくはかかりつけ又はお近くの動物病院にお尋ねください

## ● 人の病気 ●

### 猫アレルギー

猫と接触することによってアレルギー反応が引き起こされ、くしゃみ・鼻水・咳などの症状がでるもので、猫の好き嫌いとは関係なく発症します。病院でアレルギーの有無の検査を受けることができるので、飼いはじめる前に確認しておきましょう。ブラッシングなどにより抜け毛を減らす、空気清浄機を利用する、猫との接触を最小限にするなどで症状の発症を抑えることもできますが、アレルギー治療については医師の指示に必ず従ってください。

## 2. 猫にかかる法規制

### 1 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

動物の愛護(虐待の防止など)に関する事項と、管理(生活環境の保全)に関する事項を定め、人と動物が共生する社会の実現を図ることを目的とした法律です。

猫は、「愛護動物」であると定義され、みだりに殺傷すること(2年以下の懲役又は200万円以下の罰金)、虐待すること(100万円以下の罰金)、遺棄すること(100万円以下の罰金)が禁止されています。

猫の飼い主の責務としては、猫の健康や安全を守ること、人に迷惑をかけること、病気に気をつけること、迷子にさせないこと、最期まで飼うこと、繁殖をコントロールすること、所有者明示をすることなどが定められています。多頭飼育により、周囲の生活環境を損なったり、猫が衰弱するおそれがある場合は、都道府県知事などから措置命令や勧告を受けることがあります。

また、猫の販売や譲渡などを行う動物取扱業者についても規制しています。

### 【動物の愛護及び管理に関する法律 抜粋】

(基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

第2項～第3項 省略

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

## 2 兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第8号)

動物の愛護と管理に関する措置を定め、人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とした条例です。

猫の飼い主の責務として、猫の習性などを理解し、猫にみだりに苦痛を与えないようにすること、人に迷惑をかけないように適正に飼うこと、最期まで飼うこと、繁殖をコントロールすることが定められています。

### 【兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例 抜粋】

(動物の所有者等の責務)

- 第6条 動物の所有者等は、当該動物の習性、生理、生態等を理解し、当該動物にみだりに苦痛を与えないように注意するとともに、人の生命、身体又は財産(以下「人の生命等」という。)に害を加え、及び近隣に迷惑を掛けないように適正に飼養し、又は保管するように努めなければならない。
- 2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、当該動物を可能な限り終生飼養するとともに、終生飼養できなくなった場合には、自らの責任において、新たな所有者を見つける等当該動物に飼養を受ける機会を与えるように努めなければならない。
  - 3 動物の所有者は、当該動物がみだりに繁殖してこれを自ら飼養し、又は新たな所有者を見つけること等が困難になるおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

## 3 神戸市人と猫との共生に関する条例(平成28年神戸市条例第22号)

猫によるトラブルと殺処分をなくし、人と猫が共生する社会の実現をめざすことを目的とした条例です。

飼い主をはじめとした様々な立場の人の責務・役割を定めると同時に、人と猫との共生をめざす推進主体である「協議会」が具体的な事業を行うこととしています。

※次のページに「神戸市人と猫との共生に関する条例」全文を掲載しています。

# 神戸市人と猫との共生に関する条例

平成28年12月20日

条例第22号

今日、都市化の進展や核家族化、少子高齢化を背景に、人の生活におけるペットの重要性は高まっています。その一方で、飼育放棄された飼い猫やその子孫が野良猫となって増え、ふんや尿による悪臭の問題を引き起こしているほか、野良猫への無責任な給餌が住民間のトラブルの原因となっています。また、市に引き取られ殺処分となる猫の多くが野良猫の子猫であるのが現状です。

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)では、都道府県知事や指定都市市長等は、引取りを行った猫等について、殺処分がなくなることを目指した取組に努めるよう定められています。神戸市では、環境省の推進する地域猫活動への支援を強化し、地域の苦情の低減と猫の引取り数の削減を目指すとともに、引取りを行った猫については譲渡事業に取り組み、殺処分の低減を目指しています。しかし、地域猫活動に取り組む団体が存在しない地域では活動が進まないなどの課題があり、計画的、効果的に野良猫の繁殖制限を行うには、獣医師等の専門家の助言を得て、猫の生態や行動範囲を考慮して取り組んでいくことが重要です。

野良猫に起因する地域の生活環境の悪化を防ぎ、猫の殺処분을なくしていくため、市や飼い主の責務を定めるとともに、市、市民、獣医師が組織する団体、地域猫活動に取り組む団体等が一体となって取組を行うことにより、人と猫が共生する社会の実現を目指して、この条例を制定します。

## (目的)

**第1条** この条例は、野良猫の繁殖制限及び猫の譲渡の推進に関する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を保持するとともに、猫の殺処분을なくし、もって人と猫が共生する社会の実現を図ることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 所有者又は占有者のいない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の理解の下に、野良猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域住民等の有志により、給餌、給水、排せつ物の処理など当該野良猫の管理を行うことをいう。
- (3) 野良猫の繁殖制限 野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において、一定区域内の野良猫を対象に不妊去勢手術を施した上で、当該区域に戻すことをいう。
- (4) 飼い主 猫の所有者又は占有者をいう。

## (市の責務)

**第3条** 市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 猫の適正な取扱いについて広く普及啓発を行うこと。
- (2) 地域猫活動及び野良猫の繁殖制限に関する事業への支援を行い、並びに猫の譲渡の推進に関する事業を実施し、並びにこれらの事業等に関する普及啓発を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

## (飼い主の責務)

**第4条** 飼い主は、その所有し、又は占有する猫がその命を終えるまで適切に飼養し、当該猫が自己の所有に係るものであるときはこれを明らかにするための措置を講じ、及び適正に飼養し、又は保管することにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

**(獣医師が組織する団体の役割)**

**第5条** 獣医師が組織する団体は、市及び飼い主が前2条に定める責務を果たすために必要な支援、協力その他この条例の目的を達成するために必要な事業の実施に努めるものとする。

**(共生推進活動団体等の役割)**

**第6条** 猫の譲渡活動、地域猫活動その他人と猫との共生の推進に関する活動を実施し、又はこれらの活動を支援する団体又は個人であって、この条例の趣旨に賛同するもの(以下「共生推進活動団体等」という。)は、必要な活動を実施し、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

**(動物取扱業者の役割)**

**第7条** 動物取扱業者(法第12条第1項第3号の第一種動物取扱業者又は法第24条の3第1項の第二種動物取扱業者をいう。)は、猫の販売又は譲渡を行うに当たり、当該猫の適正な飼養又は保管の方法について必要な説明を行い、理解を得るとともに、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

**(市民及び事業者の役割)**

**第8条** 市民及び事業者は、この条例の趣旨を理解し、この条例の目的を達成するために実施される施策、事業及び活動に協力するとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう猫の適正な取扱いに努めるものとする。

**(協議会)**

**第9条** 獣医師が組織する団体、共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、市と連携して、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域猫活動への支援制度と連携した野良猫の繁殖制限
- (2) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言
- (3) 猫の譲渡の推進に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

3 協議会の組織及び事業の実施に関し必要な事項は、協議会が定める。

4 協議会は、事業の実施状況を公表するとともに、市に報告するものとする。

5 市は、協議会に対し、この条例の目的を達成するために必要な支援及び助言を行う。

**(財政上の措置)**

**第10条** 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(議会への報告)**

**第11条** 市長は、毎年度、協議会の事業の実施状況を議会に報告するものとする。

**附 則**

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## あ と が き

---

猫による諸問題の解決をめざして、神戸市では、平成28年12月に議員提案による「神戸市人と猫との共生に関する条例」が全会一致で可決・成立し、平成29年4月1日から施行されました。

当協議会は、この条例に基づいて発足した団体であり、同4月の設立以来、人と猫との共生のために何ができるのかを考えながら、神戸市と連携して議論をすすめるとともに、野良猫の繁殖制限、譲渡の推進などの事業を行ってきました。

しかし、本文にも記したように、猫問題は地域の問題であり、行政や協議会だけで解決するものではありません。「人と猫とが共生する社会」を醸成していくためには、猫が好きな人も、猫が嫌いな人も含めて、人と人とが仲良く、気持ちよく暮らしていくことが何より重要です。そして、そのためには、誰もが正しい知識を持ち、一定のルールのもとに行動していくことが大切です。

このガイドラインは、飼い主や野良猫への給餌者だけでなく、獣医療関係者、共生推進活動を行う団体や企業、動物取扱事業者、自治会・婦人会等の地域活動の担い手、さらには猫にあまり関心がない方も含めたすべての市民・事業者の方に、このようなことをご理解いただくために、当協議会の事業の一環として作成したものです。

このガイドラインをご一読いただき、猫に関する基礎知識や守るべきルールについて、理解を深めていただいたうえで、様々な立場から、気づき・考え・実践していただければ幸いです。

なお、現在、国において「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正についての議論が行われており、今後、ペットを巡る法制度が変わる可能性もあります。

また、超高齢化社会を迎えるにあたり、ペットが高齢者の健康などを与える様々な効果・効能を検証したり、高齢者がペットを飼うとき若しくは飼えなくなったときのことを動物福祉の観点も踏まえ明確にしておくことも重要です。

このガイドラインの内容は、今後の各種事業の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、適宜、見直すこととしていますので、皆さまからのご意見などをお待ちしています。

### 参考文献

- ・家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(H14環境省)
- ・住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン(H22.2環境省)
- ・人とペットの災害対策ガイドライン(H30.3環境省)
- ・神戸市街地における(地域猫)の個体数コントロール計画実施案  
(H28(公社)神戸市獣医師会)



## 神戸市人と猫との共生推進協議会

神戸市中央区浜辺通4-1-23

三宮ベンチャービル605号

TEL:078-262-1157 FAX:078-262-1158

<http://www.kobeneko-happy.com/>